

平成30年3月27日

平成30年第1回岬町議会定例会

第3日会議録

平成30年第1回(3月)岬町議会定例会第3日会議録

○平成30年3月27日(火)午前10時15分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 坂原正勝	2番 辻下正純	3番 和田勝弘
5番 道工晴久	6番 松尾匡	7番 反保多喜男
8番 田島乾正	9番 奥野学	10番 出口実
11番 竹原伸晃	12番 小川日出夫	13番 中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	水道事業理事	鵜久森 敦
副 町 長 中口守可	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	佐藤博昭
副 町 長 松田康博	しあわせ創造部 理 事	波戸元雅一
教 育 長 笠間光弘	しあわせ創造部 理 事	門前恵子
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼政策推進担当課長	保井太郎	都市整備部理事 家永 淳
総 務 部 長 西 啓介	都市整備部理事	早野清隆
財政改革部長	四至本直秀	都市整備部理事 多賀井尚武
しあわせ創造部長	古橋重和	危機管理監 兼危機管理担当課長 川端慎也
都市整備部長	木下研一	まちづくり戦略室 人事担当課長 廣田尚司
教 育 次 長 竹下雅樹		

水道事業理

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸 本 保 裕      議会事務局係員 池 田 雄 哉

○会 期

平成30年3月1日から3月27日（27日）

○会議録署名議員

3番 和 田 勝 弘      6番 松 尾      匡

---

議事日程

日程第 1                      三常任委員長報告

日程第 2 議案第52号      一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

(午前10時15分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成30年第1回岬町議会定例会3日目を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時15分でございます。

本日の出席議員は12名、全員でございます。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより、本日の会議を開きます。

---

○道工晴久議長 日程第1、三常任委員長報告を議題とします。

3月6日の本会議において、事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただいた結果を、三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、反保多喜男君。

○反保事業委員会委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をします。

3月6日の本会議において、本委員会に付託されました12件の案件については、3月8日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第4号、平成29年度岬町一般会計補正予算(第9次)については、本委員会に付託されました案件は、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第9号、平成30年度岬町一般会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第12号、平成30年度岬町下水道事業特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第13号、平成30年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第18号、平成30年度岬町水道事業会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第19号、岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、挙手多数で可

決されました。

議案第20号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第22号、岬町空家等対策協議会条例の制定につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第23号、岬町町民交流広場設置条例の制定につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第24号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第26号、岬町手数料条例の一部改正につきましては、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第33号、南部大阪都市計画多奈川・多目的公園地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び南部大阪都市計画道の駅「みさき」周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正につきましては、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された12議案につきまして、私の委員長報告を終わります。

○道工晴久議長 事業委員長の報告が終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、出口 実君。

○出口厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

3月6日の本会議において、本委員会に付託されました17件の案件については、3月9日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第4号、平成29年度岬町一般会計補正予算(第9次)について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されまし

た。

議案第5号、平成29年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）については、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第6号、平成29年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4次）については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第7号、平成29年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1次）については、委員会記録のとおり、質疑はなく、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第9号、平成30年度岬町一般会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第10号、平成30年度岬町国民健康保険特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決をされました。

議案第11号、平成30年度岬町後期高齢者医療特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第14号、平成30年度岬町介護保険特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第21号、岬町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第25号、岬町特別会計条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第27号、岬町災害見舞金支給条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第28号、岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第29号、岬町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第30号、岬町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第31号、岬町国民健康保険条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第32号、岬町介護保険条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑はなく、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第35号、岬町霊柩自動車使用条例の廃止については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された17議案について、私の委員長報告を終わります。

ご静聴ありがとうございました。

○道工晴久議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、小川日出夫君。

○小川総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

3月6日の本会議において、本委員会に付託されました7件の案件については、3月13日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議案第4号、平成29年度岬町一般会計補正予算(第9次)については、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく満場一致で可決されました。

議案第8号、平成29年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)については、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第9号、平成30年度岬町一般会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第15号、平成30年度岬町淡輪財産特別会計予算についてから、議案第17号、平成30年度岬町多奈川財産区特別会計予算についてまでの3件は一括議題とし、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、3件とも満場一致で可決されました。

議案第34号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑、討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された7議案について、私の委員長

報告を終わります。

○道工晴久議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから議案第4号「平成29年度岬町一般会計補正予算(第9次)について」討論を行います。

討論ございませんか。和田勝弘君。賛成ですか。

○和田勝弘議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方、ございませんか。和田議員、どうぞ。

○和田勝弘議員 平成30年度の一般会計。

○道工晴久議長 今、平成29年度の補正予算やってるんですが。

○和田勝弘議員 すみません。

○道工晴久議長 平成29年度、岬町一般会計補正予算(第9次)について、討論ございませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第4号を起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は、原案可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号「平成29年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)について」の討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第5号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号「平成29年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4次）について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第6号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号「平成29年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1次）について」討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 議案第7号、平成29年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1次）について、賛成しかねる立場から討論を行います。

かねてから、地域包括支援センターの主な事業の外部委託は行わず、町の直営を堅持すべきであると主張してきた立場から、本会計の清算のための提案には反対であります。

介護サービス事業勘定を清算することは、委託した地域包括支援センター事業の主な事業内容も財政運営も議会に報告されることがなくなり、町の責任で行われる事業であるにもかかわらず、議会のチェック機能が果たせなくなりかねないことから賛同しかねる立場であることを申し上げたいと思います。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号「平成29年度岬町深日財産区特別会計予算（第2次）について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第8号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号「平成30年度岬町一般会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 議案第9号、来年度の一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

初めに申し上げますが、今回の委員会審査の中で複数の資料の請求を行い、資料の提出のために取りまとめにご尽力いただいたところであります。

提出いただいた資料のうち、総合生活相談の実績について配付いただいた資料に一部表記上に誤りがあったことを指摘しておきたいと思っております。極めて軽微なものではありましたが、以後、このようなことのないよう、この場で求めておきたいと思っております。

それでは、私の立場を申し上げます。

来年度予算については、大きく三つの点で賛成できないと考えるものであります。

一つは、国や大阪府の悪政から岬町の住民の暮らしを守る立場が堅持されていないことであります。

国政上における制度改悪では、国民健康保険制度の都道府県単位化や医療制度の改悪、介護保険制度における利用者の負担増大とサービスの切り捨てなど、命と健康、高齢者の尊厳

ある自立した生活の保障が貧しくされるもとの、岬町としての実効性ある措置が講じられることはなく、住民を守る立場に乏しいと言わざるを得ません。

大阪府が押し進める福祉医療制度の改悪に対して制度利用者の利益を守る立場から物を言うのが岬町の役割であるにもかかわらず、決められたことを岬町で具体化するのみで、何らの救済措置も講じられる見通しがありません。

大阪府からの権限移譲も年々増やされ、譲渡処理を行う事業が多くなっておりませんが、専門性の高い事務事業が適切に、また、継続的に行われるのかどうか懸念するものであります。

二つは、旧同和施策の名残と考えられる事業や、海釣り公園の町への納付金の減額など、住民の理解が得られるとは考えられない不公正な運営が改められないことであります。

三つは、緊急性が高いとは考えられない公共事業を進めようとする立場が一向に変わらないからであります。

具体的には、事業委員会で申し上げてまいりましたが、財政の厳しい今、美崎苑連絡線の計画に固執する必要性と必然性が感じられないことを申し上げておきたいと思えます。

もう一方で、町独自の努力によって住民生活を守る施策の充実を図ろうとする努力については大いに認めるものであります。

コミュニティバスの運行継続と拡充、子育て支援策や健康事業の着実な前進、小中学校の普通教室へのエアコン設置を初めとする教育環境の整備など、きめ細やかな点にも配慮する姿勢については前向きに評価できるものとするものであります。

しかしながら、さきに申し上げたとおり、自民党、公明党の安倍政権による国の制度改定や維新の会の松井知事が進める大阪府の決定につき従っている限り、地方自治も住民の暮らしも守ることはできません。

岬町が住民に最も身近な自治体として、住民の利益を守るために全力を尽くすことを求めるものであり、来年度予算においては地方自治の後退といえる内容が数多く含まれており、賛成できないと考えるものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。和田勝弘君。賛成ですね。

○和田勝弘議員 はい、賛成です。

平成30年度の一般会計とその予算について賛成討論をいたします。

当初予算の概要を見ますと、岬町の将来を考えた予算になっているように思われます。

その点といたしまして、各種の繰入金や新規道路の事業など、岬町の将来につながるようにつながります。

また、人口減少が続く岬町の現状を踏まえ、岬町に住みたい、住み続けたいまちとするため、地域活性化対策や定住促進対策に積極的に取り組まれているように伺えますので、賛成

討論といたします。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。辻下正純君。賛成ですか。

○辻下正純議員 賛成討論でございます。

○道工晴久議長 もう反対の方ございませんか、よろしいですか。辻下正純君、どうぞ。

○辻下正純議員 それでは、平成30年度一般会計当初予算について、私の賛成の立場で討論させていただきます。

平成30年度当初予算は、少子高齢化や人口の減少など、我が岬町を取り巻く厳しい環境の中、まちの活性化を図るための新たな施策が予定されています。

まず、子育て分野では、保育所や幼稚園に通う第2子以降の保育料を所得に関係なく全面無償化することで子育て環境を後押しすることに期待しております。

まちづくり分野では、地域活性化に意欲のある人を受け入れ、岬町への移住・定住や空き家の活用などを担っていただき、まちの課題の解決への取り組みに期待します。

環境分野では、第二阪和国道の開通により、和歌山方面から多くの客が岬町に訪れるようになっております。さらなるPRを図るために道の駅みさきにFMラジオのスタジオを整備し、岬町のよさを多くの方に知っていただけることを期待いたしております。

これから、新たな施策のほかにもこれまで継続事業として取り組んできた防災避難道路を整備するための町道海岸連絡線整備事業やPFIを活用した町営緑ヶ丘住宅建設事業については、平成30年度の完成と聞いております。

こうしたさまざまな取り組みが積極的に展開されることで、岬町の活性化が回復されることを期待します。

今後とも、住民ニーズをしっかりと把握し、住民サービスを意識したきめ細やかな町政の運営を求め、期待を込めまして私の賛成討論といたします。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。田島乾正君。賛成ですか。

○田島乾正議員 賛成でいきます。

本来、反対はしたいんですけども、やはり当初予算ということで、住民に直接迷惑かけるということをやっぱ指摘だけはして賛成をしたいと思います。

過日、最初の定例会で私、特別会計の部分について水道事業の部分について、一般会計から特別会計に貸し付ける部分については、本来、それは好ましくない行為であると、私、指摘して、この委員長報告を見せていただいたら、やはり委員会においても2名の委員が特別会計に対する一般会計の支出は、これはあまり好ましくないと、かなり指摘されていると。

委員会でこういうことを指摘していただいて、そして、今後、当初予算を活かして、そして特別会計が苦しいのは十分承知しております。しかしながら、苦しいけども、本来は特別

会計は特別会計と、自主自立すべきことで経営をもっと汗かかないかと思っておりますので、これはやむを得ないという事情を理解いたしましたので、この場をかりて賛成として意見を表明したいと思います。賛成といたします。

○道工晴久議長 他にございませんか。竹原伸晃君。賛成ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

全体的な審議に参加させていただいて、各常任委員会いろいろな話を聞かさせていただきました。

その中で、やはり町の姿勢として前向きな事業が多かったのではないかと。

やはり、岬町としていいところを伸ばす、深日港の航路に関してもそうですけども、いいところを伸ばし、町独自の施策をばんばん打っていただいている、こういう姿勢を評価させていただいて賛成とさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号「平成30年度岬町国民健康保険特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

議案第10号、来年度の国民健康保険特別会計予算に対して反対の立場から討論を行います。

最大の反対理由は、来年度からの国民健康保険の都道府県単位化であります。

厚生委員会での審議を通じて来年度の保険料が引き下げられるのか、その見通しは明らかにはなりませんでした。

統一保険料か町独自の保険料率かの決定は委員会の時点では明確にお答えにはなりませんでしたが、統一保険料のほうが若干低い可能性に触れる答弁でありました。

厚生委員会の場合でも申し上げましたが、岬町においては高い保険料を少しでも低く抑える

独自の努力が継続して払われてきたところでもあります。

しかしながら、来年度以降は運営が大阪府に統一化され、6年後には町独自の努力もなくなわなくされてしまいます。

加入者の命と健康を守る仕事は住民に一番近い自治体である岬町が責任を持って担うべきであり、そうであるからこそ保険料のみならずさまざまな施策による救済措置が可能となるのであります。

さらに、来年度から高額療養費制度の上限額引き上げによって患者の負担増が一層増やされることが委員会の審議を通じて確認されており、来年度予算にはその準備のためのシステム改修が計上されております。

国政上で決められたこととはいえ、岬町としての救済措置が何らなされず、国と大阪府で進めてきた国民健康保険の都道府県単位化の火つけにも抗することなく漫然とつき従うことは地方自治体のあるべき姿とは言えません。

以上の理由から賛成できないと考えるものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号「平成30年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

議案第11号、来年度の後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度については、75歳という年齢で区別をされ、2年ごとの保険料の引き上げにさらされるという懸念から、制度の速やかな廃止を一貫して求めてきた立場であります。

厚生委員会における質疑を通じて、来年度の保険料の見通しにおいては若干の引き下げの見込みが示されたところでもあります。

しかしながら、軽減措置が段階的に削減され、負担が増やされる実態があるにもかかわらず

ず、何らの救済措置も取られないことも明らかとなりました。

安倍政権による社会保障削減路線によって生み出される痛みから住民を守るべき地方自治体はその役割を果たせていないというのが事実であります。

制度の廃止と負担の抑制を求めて反対討論といたします。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号「平成30年度岬町下水道事業特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第12号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号「平成30年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第13号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されま

した。

続いて、議案第14号「平成30年度岬町介護保険特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

議案第14号、来年度の介護保険特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

厚生委員会の審議を通じて、国政の悪い影響が被保険者に及ぶことが明らかであるにもかかわらず、岬町としては何らの対策も講じないことが確認をされました。

安倍政権は介護離職ゼロを口にしながらいながら社会保障費の自然増削減を推し進め、介護保険の分野では、保険あって介護なしの非道な実態が広がっています。

昨年8月から合計所得が年間160万円を超える方の利用料が1割から2割に引き上げられ、100人余りの方々が2倍の負担を求められることとなったことが委員会の中で示されました。

また、委員会では利用状況に大きな影響はないとのことでありましたが、年間所得160万円という方は決して高額所得者ではありません。

2割の負担を求められて従前どおりの介護サービスの利用を抑制せざるを得ない状況が生まれてくるのは想像にかたくありません。

昨年8月から、預貯金が1,000万円以上ある方や、本人は非課税であっても配偶者に住民税が課されている場合、世帯分離を行っていても施設の食事や居住費の軽減措置が受けられなくされました。

この制度改悪の影響を受けるのは制度開始前と昨年12月の比較でおよそ30人とのことでありましたが、負担が増やされ、施設の利用を続けることを困難にしかねません。

さらに、来年8月からは年金収入340万円以上の方の利用料が3割負担に引き上げられることが決められ、本会計予算にそのためのシステム改修が計上されております。

来年度は3年に一度の保険料改定時期に当たり、全ての階層での保険料の引き上げも提案されており、介護難民や介護離職を生み出すことが一層懸念されます。

安倍政権が進める制度改悪によって介護保険の利用者が重い負担とサービス抑制にさらされているときこそ岬町が利用できる介護サービスの実現のために有効な措置を講じるべきところが、そういった努力が行われる見通しはありませんでした。

地域包括支援センターの運営委託料も計上されており、直営を守るべきという立場からも賛成はできないと考えるものであります。

1点のみ申し上げておきますが、委員会の中では国に対して補助金制度の創設を求めたい

という意欲的な答弁があり、この点については、大いに努力していただくよう、この場でも改めて求めて、反対討論といたします。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで、討論を終わります。

これより、議案第14号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号「平成30年度岬町淡輪財産特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第15号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号「平成30年度岬町深日財産区特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第16号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号「平成30年度岬町多奈川財産区特別会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第17号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号「平成30年度岬町水道事業会計予算について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第18号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号「岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について」討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方ございませんか。

では、中原 晶君どうぞ。

○中原 晶議員 議案第19号、岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について討論を行います。

事業委員会において事務の委託先である泉佐野市の職員体制についてお尋ねをいたしました。

追ってのご報告では、専任の職員はおらず、担当職員が兼務して事務に当たっているとの

ことでありました。

また、事務量についても、追って資料の提出をいただき、岬町からの事務の発生件数については少ないことを確認いたしました。

専門的な事務であるために、適正な処理が行われるのか懸念するところがありましたので、委員会で質問もさせていただき、追ってご回答もいただきましたが、現在のところ、とりわけ混乱等は聞き及んでいないところであるため、賛同するものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで、討論を終わります。

これより、議案第19号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号「大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について」討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成せざるを得ません

○道工晴久議長 反対の方ございませんか。

○中原 晶議員 議案第20号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、賛成せざるを得ないという立場から討論に参加いたします。

安全で低廉な水道の供給は、最も身近な自治体である岬町が行うべきであるとの立場から、原則的には水道事業の経営統合には反対の立場であります。

しかしながら、事業委員会での審議を通じて水道事業の会計が逼迫し、背に腹はかえられない状況にまで達しているにもかかわらず、健全な財政運営のために一般会計からの繰り入れを行う考えはなく、基本的なライフラインが守られない状況にまで達しているのが実情であります。

経営の統合によって抑制せざるを得なかった新規事業の発注が以後可能となり、地域経済の活性化と水道事業者の経営を守ることに寄与できるという点については前向きに評価できると考えます。

さらに、現時点では岬町内の水道施設については統廃合の対象になっていないことも賛同できる要因の一つと考えるものであります。

しかしながら、経営の統合により財政運営が議会に報告されなくなることから、水道事業の運営そのものがわかりづらくなり、さらに、広域水道組合議会における議席が確保されていないことから、水道料金などについても住民と議会の意思を反映できなくなることは重大な問題であります。

この点については、議会の一員として議席の確保に引き続き努力することを申し上げて、討論といたします。

○道工晴久議長 他にございませんか。

ないようですので、これで、討論を終わります。

これより、議案第20号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号「岬町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第21号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号「岬町空家等対策協議会条例の制定について」討論を行います。

討論ございませんか。

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第22号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号「岬町町民交流広場設置条例の制定について」討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方ございませんか。ないようですので、中原 晶君どうぞ。

○中原 晶議員 議案第23号、岬町町民交流広場設置条例の制定について、賛同する立場から討論を行います。

委員会の場合でも維持管理について若干の質疑、答弁があったところでありますが、近隣住民との丁寧な協議を行いながら、広く住民に親しまれる広場として適切に利用されるように、岬町としての努力を求めて賛同したいと思います。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。賛成ですか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 この町民交流広場設置条例ということで、常任委員会の話を聞かせていただきました。

この池を埋め立ててグラウンド整備、それを、また健康のために使っていただく、これを条例化するということで、また近隣住民の方からも喜んでいただいているし、有効利用していただくことを期待するものでございます。

以上の観点から賛成とさせていただきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第23号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第24号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号「岬町特別会計条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

議案第25号、岬町特別会計条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

地域包括支援センターの委託に伴い介護サービス事業勘定の特別会計を削るというものであり、財政運営と事業内容がわかりづらくなることから反対するものであります。

地域包括支援センターの委託そのものに反対してきた立場からも賛同できないと考えるものであります。

なお、この場でも改めて求めるものでありますが、委託先である社会福祉協議会から予算や決算の状況を議会にご報告いただくよう、あわせて要望したいと思います。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第25号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第26号「岬町手数料条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第26号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第27号「岬町災害見舞金支給条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。竹原伸晃君。賛成ですか、反対ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方、ございませんか。

ないようですので、どうぞ。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 委員会でも申し上げましたが、内容を拡充するといった内容になっております。

災害のときには、やはりわらにもすがりたい気持ちでございますので、そういったことを提案していただいたことに感謝したいと思います。

以上の観点から賛成とさせていただきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第27号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第28号「岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第28号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第29号「岬町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第29号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第30号「岬町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第30号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第31号「岬町国民健康保険条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

議案第31号、岬町国民健康保険条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

国民健康保険の都道府県単位化に伴う改定を含む提案であり、反対であります。

なお、6年間の経過措置期間については、被保険者の最大限の利益を図るよう、この場で

も改めて求めたいと思います。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第31号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第32号「岬町介護保険条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

議案第32号、岬町介護保険条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

今回の提案については、介護保険料を抑制するために、準備基金を全額取り崩す努力は認めるものでありますが、全ての階層での保険料の引き上げとなっており、負担の重さは既に限界を超えております。

介護保険制度は制度上の限界があり、国からの公費負担の引き上げなしには町の努力にも限界があることも事実であります。

国による財政措置がとられることなしには高い保険料を回避することはできません。国に対して抜本的な改善措置を求めることをあわせて求めたいと思います。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第32号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第33号「南部大阪都市計画多奈川・多目的公園地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び南部大阪都市計画道の駅「みさき」周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第33号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第34号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

議案第34号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

本提案は、消防団員等の死亡や負傷における障害補償の基礎額を変更するものでありますが、2016年度から3カ年かけて段階的に配偶者を減額し、子に増額するというものでございます。

本来、子に増額する加算額は独自に財源を確保すべきであり、配偶者を減額して充当すべきではないと考える立場から反対するものであります。

○道工晴久議長 他にございませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第34号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第35号「岬町霊柩自動車使用条例の廃止について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第35号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は全て議決されました。

各委員長さん、委員の皆さん、ご苦勞様でございました。

---

○道工晴久議長 日程第2、議案第52号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 日程第2、議案第52号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、行財政改革のさらなる推進を図り、総合計画に基づく重要施策の推進に資するため、本条例に所要の改正を行うものであります。

改正条例をご説明する前に、改正の内容をご説明申し上げます。

改正内容としましては、平成29年4月から実施している職員給料の2%独自減額の期限が平成30年3月31日までとなっております。

その期限を平成31年3月31日までに改正するものでございます。

職員給料の独自減額につきましては、第1次及び第2次集中改革プランの期間におきまして実施し、第2次集中改革プランの終了にあわせて、平成28年度は実施しておりませんでした。行財政改革を進める第3次集中改革プランがスタートしたことから、組合との労使協議を経て、平成29年4月から独自減額を実施してきた経緯がございます。

この独自減額に関しては、毎年の財政状況等を見ながら単年度単年度で各組合に説明をして、翌年度の独自減額実施の判断をしていくというものです。今回も労使協議の手続を実施し、最終日の議会提案に至りました。

行財政改革の効果額といたしましては、約1,700万円を見込んでおります。

では、改正条例(案)をご説明いたします。お手元の議案書の裏面及び条例新旧対照表をご参照ください。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。附則第26項中平成29年4月1日から平成30年3月31日までを平成30年4月1日から平成31年3月31日までに改めるものです。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

なお、二つの団体との労使協議の結果、片方の職員団体とは合意に至り、協議は終了して

おります。

もう一方の労働組合とも協議は終了しておりますが、反対の立場を表明しております。

このような状況の中、職員の大多数が加入している職員団体と合意に至っている状況も踏まえ、今回、条例改正案について上程させていただいているものでございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 提案理由について質問をいたします。

総合計画に基づく重要施策の推進に資するためという表現がありましたけれども、具体的にカットされる給与を何に充てるのかお考えはございますでしょうか。お聞かせください。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 答えいたします。

今まで、まちの生き残りをかけて地方創政事業も岬町らしい、新たな事業にも挑戦し、さまざまな施策、事業を進めてきたところでございます。

特にまちの価値を高めるためには子育て支援、小学校を拠点にした子育て支援施策など、そのような分野でその原資を活用していきたいと考えているところでございます。

○道工晴久議長 今のよろしいですか。中原 晶君。

○中原 晶議員 表現が少し抽象的でありますので、もう少し具体的にこの事業に幾ら充てようと考えているとか、そういったことはないのでしょうか。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 答えいたします。

財政効果額につきましては約1,700万円とお答えさせていただいたところでございます。

ただ、それを具体的にどの費目の中に充当していくかということではなく、全体的な諸事情の中で使用させていただくことになるものと考えているところでございます。

○道工晴久議長 中原君、よろしいですか。

○中原 晶議員 はい。

○道工晴久議長 他にございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 今、保井室長の説明で二つの団体があると。

その中で、一つの団体は労使交渉も終えて、了解して、協議も終わっていると。もう一つは、飲み込めないということの中で、財政的な部分も恐らく関係団体に説明していると思う

んですけれども、なぜ飲み込めないかという部分について、一つの団体のほうの申し入れ内容が見えてこないわけですね。

ですから、なぜ飲み込めないという理由がわかればこの場で説明を求めたいわけですね。双方の理由も説明できたら説明していただきたい。

やはり、これは労働者の権利にかかわる問題ですので、ただ単に財政が云々じゃなしに、やはり働くものの場として、権利として、そういう団体の意見というのは数多いからじゃなしに、少ないからじゃなしに、そういうことを実際労使交渉の協議された実態をまず説明していただきたいな、かように思います。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 お答えいたします。

現在、二つの団体と事務折衝等でご説明しているところでございます。

一つは、過去からの地方公務員法上、町に登録されている職員団体でございます。もう一つは、昨年新たに職員が組合員として加入した労働組合でございます。

その中での交渉というか、説明でございますけれども、岬町の職員組合では7月から折衝を始めて、約5回お話をしているところでございます。

また、公共一般労働組合に対しましては、3回交渉しているところでございます。

その具体的な内容につきましては、なかなかこの場では申し上げることはできないんですけれども、内容といたしましては、いわゆる反対されている理由といたしましては、職員のモチベーションに影響するのではないかとか、いつ、この減額が終わるのかというようなことの疑問を提示されてきているところでございます。

ただ、我々といたしましては、1年1年で財政状況等さまざまな町の課題を説明いたしましてその中にご理解をいただくということに努めているわけでございます。

ですから、毎年、年によって財政状況とか取り組みの事業も変わってきますので、その分についても丁寧に説明をしてご理解をいただくような形で今後も説明をしていきたいということでございます。

反対されている団体につきましては、そのようなおおむねのご意見をいただいたところでございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 組合が2団体あるということは大変な作業と思うんですけれども、1点聞き忘れたのは、既存の、従来の組合員数、そして新しい団体の組合員数、これを私聞くの忘れていたんですけど、まず、団体数を教えてください。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 お答えいたします。

労働組合のほうにつきましては1名が加入されているということで、1名でございます。

岬町職員につきましては、今正確な数字はないんですけども、職員のおおむね全体的な1名以外が加入しているということで、全体数が約100名程度でございますので、1人を除く方が入られているという状況でございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 最後の質問になるんですけども、別に組合、新しい組合、既存の組合、これはあってもしかりと思うんです。

しかしながら、やはり労働者として一丸となって、やはり賃金、いろんな条件闘争するのが本来の筋ですけども、これは方向性が違ったらやむを得ないお話ですので、そして、100名程度の従来の組合にはそういう説明をされて、協議を終わったと、それは組合が了解したんですからね、全体のバランスから。

ただ、不幸に1名の部分が反対だということになれば、これは不幸な部分もあるんですけども、やはり岬町の財政健全化のことを考えたら、やはり会社があつて従業員と、本来、これは尊重すべき問題と思うんです。

会社がなかったら、本来働く者も働く場がなくなってしまうということで、会社を潰すわけにいかんし、しかし、保井室長の説明では延々とかういうお願いじゃないと、一過性のお願いやということになっていますので、これは私はいたし方ないと理解しました。

今後もそういう新しい組合やからと言うのでなしに、双方の意見を十分察知して、一つ鋭意汗をかいて職員にはそういう理解を求めて、担当としたらよろしくお願いたしたいと。

私はこの内容を聞いたかっただけのことでありまして、以上です。

○道工晴久議長 他にございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

議案第52号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

先ほど、質疑を通じてカットされる給与の総額およそ1,700万円を何に充てるのかということをお聞きしましたけれども、特段、この事業にということではなく全体に充当していくというご説明でございました。

田島議員の質問に対する答弁で、労働組合との交渉の中でモチベーションの問題が挙げられていたということをお答えになりました。

この職員の独自給与カットが労働意欲にかかわる点で、ひいては住民サービスの提供への影響が発生しないか懸念を持つものであります。

また、職員にも生活がございますから、生活設計への影響についても不安を持つものであります。

何より、人数の多い少ないにはかかわらず、片方の労働組合からは合意が得られていないという点に重きを置いて反対したいと思います。

○道工晴久議長 次、田島乾正君。賛成ですか。

○田島乾正議員 はい、賛成の立場から。

これは討論として本当に不幸なお話で、この既存の組合ではなぜこういう新しい職員が発生したのか。

これは、やはり団体の中の見解の相違と思うんですね、私ははっきり聞いておりませんが、見解の相違で、できたら、やはりこういうのは一丸となってやってほしかったんですけども、これはあくまで民主主義の原理から言ったら、やはり1名対100名と、そういう中で、その交渉は当然すべきと、私はそう理解しますので、やはり、全体のバランスから見たら、当然、こういう結果が生まれると、私はそう思いまして今回賛成の立場で意見を述べときたいと、かように思います。

○道工晴久議長 他にございませんか。

もう反対ございませんね。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 大多数が参加されている職員団体との交渉は合意されているということで、職員さん、皆、自分の身を削ることに合意していただいたんだと、そこを評価するというよりか、自分の置かれている立場としたらしっかりと政策を議会でもしっかりと議論するという、自分の身も引き締まる思いでございます。

この決定を評価させていただいて、今後、議会での取り組みを考えたいと思っております。

○道工晴久議長 他にございませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第52号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年第1回岬町議会定例会を閉会します。  
慎重審議ありがとうございました。

(午前11時36分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成30年3月27日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 和 田 勝 弘

議 員 松 尾 匡